

長期入院されている患者さまへ

180日を超えて入院される場合、入院基本料の一部を
自費としてお支払いいただく場合がございます

180日を超えて長期入院されている患者さまには、一部を除いて、入院基本料の
15%（消費税別）を自費としてお支払いいただいております。

1. 対象となる方

- ① 継続して入院し、入院期間が180日を超えたとき。
- ② 3ヶ月以内に当院において入退院を繰返している場合は、入院期間を通算し180日を超えたとき。
- ③ 3ヶ月以内に同じ疾病又は負傷によって他院に入院していた場合は、入院期間を当院の入院期間と通算し180日を超えたとき。

※ ただし、上記の場合にあっても、DPCによる包括期間や決められた一部
特定の状態にある場合は対象から除きます。

2. お支払いしていただく自費金額（1日につき）

2,783円（税 込）

不明な点等がございましたら、医療情報課の入院請求担当職員にお尋ねください。

2025年4月
函館五稜郭病院